

保医発0425第4号  
平成26年4月25日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、下記の保険医療機関において、平成26年3月22日に提出すべき平成25年12月分までのデータの提出に遅延等が認められたため、平成26年5月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

保険医療機関名	適用期間
北海道室蘭市寿町1丁目5番2号 医療法人社団医修会 大川原脳神経外科病院	平成26年5月1日から 平成26年5月31日まで
北海道札幌市厚別区大谷地東1丁目1番1号 医療法人徳洲会 札幌徳洲会病院	
青森県青森市東造道2-1-1 青森県立中央病院	
栃木県鹿沼市下田町1-1033 上都賀厚生農業協同組合連合会 上都賀総合病院	
東京都文京区湯島1-5-45 東京医科歯科大学医学部附属病院	
長野県伊那市小四郎久保1313番地1 伊那中央病院	



保険医療機関名	適用期間
兵庫県神戸市長田区一番町2丁目4番地 神戸市立医療センター西市民病院	平成26年5月1日から 平成26年5月31日まで
兵庫県加古郡播磨町北野添2丁目1番15号 医療法人社団仙齡会 はりま病院	
和歌山県和歌山市船所30番地の1 医療法人愛晋会 中江病院	
福岡県筑紫野市湯町三丁目13番1号 社会福祉法人恩賜財団済生会支部 済生会二日市病院	
鹿児島県鹿児島市加治屋町20番17号 鹿児島市立病院	